

札農政第360-5号
令和6年5月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

札幌市長

| | |
|-------------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 札幌市 (100) |
| 地域名 (地域内農業集落名) 郷) | 北札幌地区 (東区：栄町・丘珠町・東雁来町・東苗穂町、白石区：川下・川北・東米里・北郷) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年3月12日 (第1回) |

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、高齢化と後継者不足のため経営体が不在もしくは少ない集落が多く、農地の遊休化が懸念されるが、利用の見込めない農地でも所有者の意向で貸し出されない土地が多く、農地の集積・集約が進まない状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

古くからタマネギ栽培に取り組んでいる地区である。JAの計画のもと、在来種「札幌黄」のほか、極早生から晩生までバランスよく品種を導入し生産の安定を図る。その他、施設野菜や花き生産もあり、これらの中心経営体においては、消費者ニーズにあった品種・品目を選定し経営の合理化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 450 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 450 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業経営及び農地利用に関する意向調査で得られた情報を活用しつつ、各農地の位置や規模、周辺環境など様々な条件を考慮しながら、JAや農業委員会との情報共有などを通じて、地域の中心的経営体の利用マッチングを図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が不在の集落を中心に農地中間管理機構の活用を検討し、規模拡大意向のある経営体への貸付けを進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

当地区は排水不良が課題である。各ほ場レベルでの排水改良の他、地区の中心であるタマネギ栽培ほ場を中心に土づくりを進め、湿害対策を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

①キツネ、シカ、アライグマ等の被害があり、特にキツネ被害が多い。札幌市鳥獣被害防止計画に基づく取組を通じて対策を実施する。

⑨JAがおこなうタマネギ共同販売を中心に、委託販売などを組み合わせ、経営の安定を図る。その他、札幌市農業体験交流施設サッポロさとらんどや、地域内でおこなわれる直売イベントなどを通じて消費拡大を図っていく。